(仮称) 今金風力発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和4年(2022年)9月8日 インベナジー・ウインド合同会社宛て

本事業は、瀬棚郡今金町、二海郡八雲町及び久遠郡せたな町の約8,000ha を事業実施想定区域として、全高最大210m、ローター直径最大160m に及ぶ最大51 基の風力発電機による最大出力311,100kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林、鳥獣保護区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、同区域周辺にはオオタカなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には山地災害危険区域等が存在しているほか、同区域及びその周辺には住居が存在している。 さらに同区域周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に 対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又 は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事 業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 事業実施想定区域の周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業があり、累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (4) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、縦覧期間中のダウンロードや 印刷が可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、法令に基づく縦覧 期間終了後も継続して公表しておくことなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。
- (5) 八雲町の風力発電等に係るゾーニングを踏まえ、同町と十分に調整を図り、方法書ではその 結果を反映した計画とすること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。特に、区域の中央付近に存在する住居は複数の風車からの影響を受けるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2)動物

- ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりオオタカ等の希少な鳥類の生息やノスリ等の渡り、希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。さらに、区域の周辺には鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、オジロワシなどの分布及び海ワシ類の集団飛来地の情報により注意喚起レベルA1のメッシュが存在しており、特に重点的な調査が必要とされている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 動物相については、哺乳類 (コウモリ類を含む) や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門 家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により 予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減する こと。

(3) 植物及び生態系

- ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高いチシマザサーブナ群団や保安林、鳥獣保護区などの 重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇 所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減する こと。
- イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体への聞き取りを踏まえ、ホームページ等に掲載された情報などに基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。